

令和4年度日ロフェリー定期航路利用促進協議会総会

日時：令和4年8月31日（水）14時00分～15時30分

会場：北海道立道民活動センター（かでる2・7）4階大会議室

1 開会

（表谷事務局長）

只今から、令和4年度日ロフェリー定期航路利用促進協議会総会を開催いたします。

私、事務局長を務めさせていただいております北海道総合政策部航空課の表谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶があります。よろしくお願いいたします。

2 挨拶

（佐藤会長）

皆さん、こんにちは。本日は何かとお忙しい中、まして雨の中、「日ロフェリー定期航路利用促進協議会」の総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。重ねて、本協議会の運営に当たりまして、皆様方の非常に多大なご協力とご理解に関して、心からお礼申し上げます。

今年4月に知床沖で観光船の事故がありました。そのときの乗客の遺体が国後に行き、そしてまたサハリンまで行ったというニュースがあります。その遺体の引き取りのための交渉がようやく整いまして、日本に帰ってくることになりました。私はお盆までに帰ればよいと思っていましたがそれはできませんでした。ですが、せめて彼岸までには帰ってきてほしいと思っております。そういう気持ちを持ちながら経緯を見ている人たちもいるということ、行政の方々、宗教との対話に悩んでいますけど、やっぱり気持ちとして、彼岸とかお盆とかというのは何かのけじめになります。心してほしいです。

稚内とサハリンのフェリー航路の運航につきましては、令和元年に運航を休止して3年が経過しました。現状ではフェリーの再開は難しい状況にあります。今後、協議会としてどのようにこれを扱っていくのか、検討していかなければならないと思います。

本日の総会では、昨年度の事業実施の報告及び令和4年度の事業計画などの審議をいただく上に、今後の協議会の運営についてのご相談をしたいと思っております。そういった意味では重要な総会になります。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日お集まりの皆様方の御発展とご健勝を祈念いたしまして、本協議会へのご協力ご理解をさらにお願ひ申し上げて、私の挨拶といたします。どうもありがとうございます。

（表谷事務局長）

続きまして、本日お越しいただいておりますオブザーバーの方々をご紹介します。

法務省札幌出入国在留管理局総務課長 南 守（みなみ まもる）様、厚生労働省小樽検疫所所長 三橋 康之（みつはし やすゆき）様、農林水産省横浜植物防疫所札幌支所次席植物

検疫官 大井 俊英（おおい としひで） 様、農林水産省 動物検疫所北海道・東北支所検疫課長 佐藤 隆一（さとう りゅういち） 様、国土交通省北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課課長補佐 柴田 さおり（しばた さおり） 様、在札幌ロシア連邦総領事館領事部領事 コレスニク ロマン（これすにく ろまん） 様、これらの方々にご出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。以上でございます。

続きまして、定足数の確認をいたします。

協議会規約第7条第5項では、「総会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない」となっております。

本日、出席16団体、委任20団体、合わせて36団体の御出席をいただいております。

よって、全37団体の過半数となりましたので、定足数を満たしていることを御報告いたします。

3 議事

（表谷事務局長）

それでは、議事に入りたいと思います。

これより先は、会長の議事進行により進めていただきます。

佐藤会長、どうぞよろしく願いいたします。

【議案第1号「日ロフェリー定期航路利用促進協議会規約の一部改正について（案）】

（佐藤会長）

それでは、お手元の次第に従って、議事を進めていきます。

まず、協議事項の議案第1号「日ロフェリー定期航路利用促進協議会規約の一部改正（案）について」事務局から説明をお願いします。

（亀山事務局次長）

協議会で事務局次長を務めております、北海道総合政策部航空課の亀山と申します。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議案第1号「日ロフェリー定期航路利用促進協議会規約の一部改正について（案）」についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

改正の1つ目ですが、規約第5条第3項で「役員の任期は1年」と規定されておりますが、任期満了後の取扱が規定されていないことから、第5条第5項として「役員は、任期満了後においても、後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。」旨、条文を追加いたします。

改正の2つ目です。規約第7条第2項で「総会は、会長が招集する。」と規定されておりますが、会長が不在の場合の招集の規定について、同項にただし書きとして「ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が招集する。」旨、追加いたします。

改正の3つ目です。4ページをご覧ください。規定第10条第2項で、事務局の設置について「北海道総合政策部交通政策局交通企画課に設置する。」と規定されておりますが、今年度、組織が変更されていることから、事務局の設置場所を「北海道総合政策部航空港湾局航空課」に変更いたします。

改正の4つ目です。7ページをご覧ください。今般、北海道ガス株式会社から幹事を降りたいとの申し出がございましたので、規約第8条第2項に規定する、幹事を選任する「別表第2に掲げる団体等」から北海道ガス株式会社を削除いたします。以上です。

(佐藤会長)

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問ございませんか。

～発言なし～

もしご意見ご質問なければ、同意いただいたこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

～異議なしの声～

ありがとうございます。議案第1号については同意を得られたということで、次の議題に移ります。

【議案第2号「日ロフェリー定期航路利用促進協議会文書管理規程の一部改正について（案）」】

(佐藤会長)

協議事項の議案第2号「日ロフェリー定期航路利用促進協議会文書管理規程の一部改正について（案）」事務局から説明があります。

(亀山事務局次長)

それでは、議案第2号「日ロフェリー定期航路利用促進協議会文書管理規程の一部改正について（案）」についてご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。第12条（文書の引継ぎ）の規定の中の「北海道総合政策部交通政策局交通企画課」の記載につきまして、今年度、組織が変更されていることから「北海道総合政策部航空港湾局航空課」に変更いたします。以上です。

(佐藤会長)

ただいま説明のありました議案第2号について、ご意見ご質問はないでしょうか。

～発言なし～

ないようでしたら、議案第2号についてご承認いただいたこととしますが、いかがでしょうか。

～異議なしの声～

ありがとうございます。特に反対意見がございませんので、第2号議案については承認ということで進めさせていただきます。

【議案第3号「令和4年度協議会役員・幹事（案）について」】

(佐藤会長)

それでは、協議事項の議案第3号「令和4年度協議会役員・幹事（案）について」事務局から説明をお願いします。

(亀山事務局次長)

それでは、議案第3号「令和4年度協議会役員・幹事（案）」について、ご説明させていただきます。

13ページをご覧ください。1の役員についてですが、会長には、引き続き、一般財団法人北海道運輸交通研究センターの 佐藤 馨一（さとう けいいち）様をお願いすることといたしました。

副会長には、小樽商工会議所 山本 秀明（やまもと ひであき）様、稚内商工会議所中田 伸也（なかた しんや）様に変更はございません。

監事は、北海道サハリン航路株式会社 川野 忠司（かわの ただし）様に引き続きお願いするほか、一般社団法人北海道バス協会 今 武（こん たけし）様をお願いすることといたしました。

2の幹事については、北海道商工会議所連合会は、政策企画部担当次長 水沼 正明（みずぬま まさあき）様、北海道木材産業協同組合連合会は 専務理事 工藤 森生（くどう もりお）様に代わられております。

また、北海道ガス株式会社から幹事を降りたいとの申し出があったことから、北海道ガス株式会社を削除しております。以上です。

(佐藤会長)

ただいま説明についてのご意見ご質問ございませんか。

～発言なし～

特にバス協会に関しては監事をお願いするというので、非常にご面倒をおかけしますが、よろしくをお願いします。

～反対意見なし～

ご意見がないようなので、提案のとおり進めさせていただきます。

【議案第4号「令和3年度事業報告及び収支決算報告について」】

(佐藤会長)

それでは、協議事項の議案第4号「令和3年度事業報告及び収支決算報告について」事務局から説明をお願いいたします。

(亀山事務局次長)

それでは、議案第4号「令和3年度事業報告及び収支決算報告」について、御説明させていただきます。

14ページをご覧ください。まず、「令和3年度事業報告」についてご説明いたします。

1の会議等の実施については、総会を令和3年8月30日に、幹事会を令和3年8月12日に、いずれもWEBにより各1回開催しております。

なお、「サハリン州への訪問・会議の開催」、「企業に対するポートセールス」は、新型コロナウイルスの影響などの理由から実施しませんでした。

次に2の広報宣伝関係では、当航路のPRを行うための協議会ホームページに係るホスティングの委託を実施しております。

また、サハリン航路PR事業といたしまして、「小樽ーコルサコフ」「稚内ーコルサコフ」の貨物航路のPR広告を、日本経済新聞に12月から2月まで各月1回の計3回、北海道新聞に2月に1回の掲載を行いました。

両紙とも、3月にも1回ずつ掲載を予定しておりましたが、ウクライナ情勢の影響を考え、掲載を取り止めております。以上が令和3年度事業の実施状況となります。

次に、15ページをご覧ください。「令和3年度収支決算報告」について、ご説明します。

まず、収入については、予算額「492万9,523円」に対し、決算額は、「492万8,566円」となっております。

支出については、事業実施の結果、決算額は「198万3,584円」となっており、翌年度に、「294万4,982円」を繰り越すこととしております。以上です。

(佐藤会長)

監事の北海道サハリン航路株式会社 川野(かわの)代表取締役様からの監査報告については、本人欠席のため事務局から読み上げます。

(横関事務局員)

令和3年度監査報告書を読み上げます。

日ロフェリー定期航路利用促進協議会規約第6条第3項に基づき令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)における会計を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。令和4年6月28日 日ロフェリー定期航路利用促進協議会監事 川野 忠司(カワノ タダシ)

(佐藤会長)

それでは第4号議案の会計報告及び今の監査報告を含めまして、ご意見ご質問をちょうだいしたいと思います。

～発言なし～

もし、なければ、承認ということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～異議なしの声～

ありがとうございます。

【議案第5号「令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）」】

（佐藤会長）

それでは、協議事項の議案第5号について説明をお願いします。

（亀山事務局次長）

それでは、議案第5号「令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）」について、ご説明いたします。

17ページをご覧ください。まず、「令和4年度事業計画（案）」についてですが、ウクライナ情勢の影響などにより積極的に事業を行える状況にはないことから、1の会議等の実施として、総会と幹事会を各1回開催するほかは、3の広報宣伝関係として協議会のホームページの運営のみを行う計画としております。事業計画（案）については、以上です。

次に、18ページをご覧ください。「令和4年度収支予算（案）」について、ご説明いたします。

今年度は、昨年度からの繰越金が多く残っており、事業実施による予算の不足は生じない見込みであることから、負担金はいただかないことといたします。

これにより、収入の予算は、前年度繰越金294万4,982円に雑収入の見込額1,000円を加えた294万5,982円を計上しております。

支出の予算については、令和4年度事業計画（案）でご説明しました、総会、幹事会の開催費用としての5万円、ホームページの運営費用として4万2,000円、これらに事務費3千円と予備費285万982円を加えた、294万5,982円としております。以上です。

（佐藤会長）

ただいまの第5号議案、令和4年度事業計画（案）、収支予算（案）につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

～発言なし～

もしなければ、ご承認ということで進めたいと思います。よろしいですか。

～異議なしの声～

ありがとうございます。第5号議案は承認されました。

【議案第6号「日ロフェリー定期航路利用促進協議会の休止について（案）」について】

（佐藤会長）

それでは、第6号議案、これはもっとも重要な議題になりますが、「日ロフェリー定期航路利用促進協議会の休止について（案）」について事務局から説明をお願いします。

（亀山事務局次長）

それでは、議案第6号「日ロフェリー定期航路利用促進協議会の休止について（案）」について、ご説明させていただきます。

19ページをご覧ください。日ロフェリー定期航路利用促進協議会は、当分の間活動を休止

することといたします。

1の休止の理由についてですが、北海道とサハリン州を結ぶ日ロフェリーは、令和元年に運航が休止され、3年以上が経過しており、この間、航路維持に向けた課題を調査・検討するため「航路のあり方検討」や「貨物需要開拓」などの事業を実施してきましたが、再開の目処は立っておらず、また、昨年の総会においても、現状、フェリーの再開は難しいとの認識を確認しているところであり、現時点では、定期航路の利用促進を図ることは困難な状況にあります。将来の運行再開の可能性も視野に、当分の間協議会の活動を休止といたします。

2の休止の期間は、令和5年4月1日から当分の間といたします。

3の負担金及び剰余金の処理について、協議会の休止中は、規約第11条に規定する負担金はいただかないこととします。

令和4年度決算において生じた剰余金については、規約第14条第1項の規定に基づき処理するものといたします。処理方法については後ほどご説明いたします。

4の事務局の体制について、協議会の休止中においても、北海道総合政策部航空港湾局航空課が事務局として必要な対応を行います。

5の協議会の再開については、総会により決定するものといたします。

なお、協議会の休止中は、総会、幹事会を行わず、また、ホームページも一旦閉じることといたします。ホームページについては、ホスティングに係る支出が少しでも減らせるよう、契約等の手続上可能な範囲において、できるだけ早い段階で閉じることといたします。

会員、役員及び幹事については、現状のままとし、総会の開催が必要となった場合には、ご連絡させていただくことといたします。その際、役員の就任については改めて確認させていただきます。

20ページをご覧ください。議案第6号の別紙としまして、「日ロフェリー定期航路利用促進協議会の剰余金の処理方法について（案）」について、ご説明いたします。

令和4年度決算において生じた剰余金については、一旦清算するものとします。

1の清算方法について、剰余金は会員の負担金額の割合に応じた額を返還するものとし、各会員への返還額には、下に記載しております算式により算出した額とします。算出した返還額に円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とし、端数処理により、剰余金から各会員への返還額の合計額を差し引いてもなお剰余金に残額が生じる場合は、これを北海道の返還額に加えるものといたします。

2の会員の負担金額についてはご覧のとおりですが、各会員の負担金額は直近において負担金を徴収した令和2年度に準拠しております。

3の剰余金の額及び各会員への返還額については、令和4年度決算確定後、各会員へ通知いたします。

4の返還方法については、原則、口座振替（振込手数料は返還額から差し引くもの）といたします。

5の剰余金の清算の時期については、令和4年度決算確定後、速やかに行うものとします。

なお、清算後は、清算内容について、令和4年度監査時に監事が確認を行うものとし、その結果は各会員へ通知いたします。

次の21ページに、剰余金の各会員への返還見込額について参考として資料を付けさせていただきます。こちらについては、令和4年度予備費を剰余金見込額として算出しております。

議案第6号の説明は以上となりますが、次の22ページ、その他「北海道・ロシア協力プラットフォームへの参加について」は、協議会を休止した場合における会員の皆様へのご案内となりますので、続けてご説明させていただきます。

昨年の総会では、フェリーがなくてもサハリンとの経済交流は必要であるとの意向を確認しているところであり、協議会の会員の皆様には、協議会が休止となっても、北海道とロシアとの経済交流活動に引き続き取り組んでいけるよう、道庁の国際課が運営しております「北海道・ロシア協力プラットフォーム」への参加をご案内いたします。

プラットフォームの概要ですが、「北海道・ロシア協力プラットフォーム」は、ロシア交流の取組方向や具体的な取組内容を決定する推進組織「北海道・ロシア地域間交流推進協議会」の取組を実現するための「実施組織」として位置づけられ、ロシアとの友好・経済交流の取組を進めるための情報共有や具体の交流を推進するための機能を有する組織であります。

プラットフォームの活動内容は、ロシア交流に資する各種情報の共有、ロシア交流の推進に寄与する取組の提案、ロシア側各地域とのビジネスマッチングを目的としたウェブ会合の実施などを行うこととしております。

ただし、ウクライナ情勢によりロシアとの各種交流事業は延期中であり、今年度はロシアビジネスに関する課題の共有や各種支援制度の紹介を中心に活動が行われております。

次頁以降に国際課のホームページに掲載されている内容について資料として付けておりますので、ご参考にしてください。

参加の申込みについても国際課のホームページ「北海道・ロシア協力プラットフォームの参加者募集について」をご覧ください。

ご不明な点などがあれば、道庁の国際課にお問い合わせください。以上で説明を終わります。

(佐藤会長)

ただいまの説明についてご意見ご質問を是非ともお願いしたいと思います。

要は廃止ではなく休止だということです。再開については改めて総会を開く形で進めていくということです。再開の手続きについても説明がありました。また、余ったお金を返しますという説明もありました。もっとも大事なのは事務局がそのまま残るということです。北海道総合政策部航空港湾局航空課が事務局として対応を行うということも書いてあります。これがずっと残ってここに担当者が張り付けられるということになります。そういう意味で、再開に向けての手順は考えてあると思います。皆様方から見てご意見ご質問があればお受けいたします。いかがでしょうか。ありませんか。

～発言なし～

もしなければ、この利用促進協議会の休止についてご承認いただいたということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。

～異議なしの声～

ありがとうございます。

3 その他

(佐藤会長)

予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、ご発言がございましたらお願いいたします。オブザーバーの方々からも何かご発言があれば お願いいたします。

4 閉会

(佐藤会長)

もしなければ、本日の議事を終了させていただきます。

円滑な議事の進行について、御協力いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度日ロフェリー定期航路利用促進協議会総会を終了いたします。
どうもありがとうございました。